

子どものための教育・保育給付認定申請書

施設受付日			年	月	日	
対 象 児 童			性 別	生 年 月 日	年 齢 ※4月1日時点	保護者との続柄
フリガナ	シモノセキ	イチロウ	男	RO・1・20	3	子
氏 名	下関	一郎				
個人番号	0000	0000 0000				
申 請 種 別	☒ 新規申請 ☐ 転園申請（園から）					
利用を希望する期間	R9 年 4 月 1 日 から 令和9年4月1日時点まで / ☒ 卒園まで					
利用を希望する施設 (幼稚園・保育園・こども園等)	☐ 幼稚園等の利用を希望（1号）第1希望 ○○保育園 ☒ 幼稚園等の利用を希望（2号・3号）第2希望 △△保育園 第3希望 □□こども園					
希望施設に入園できない場合	☐ 希望する保育施設に入園できるまで待つ。 ☒ 希望する保育施設以外であっても入園できる保育施設があれば案内してほしい。					
希望施設に入園できない場合	できる限り第3希望の施設までご記入ください。第2希望・第3希望の施設に入園希望が全くない場合、第1希望の施設のみの記入で構いません。					
希望施設に入園できない場合	該当者でいずれの記入もない場合、「希望する保育施設に入園できるまで待つ。」として選考します。					
希望施設に入園できない場合	該当者でいずれの記入もない場合、「きょうだいと同じ施設へ通うことができる場合に限り、入園を希望する。」として選考します。					
希望施設に入園できない場合	該当者でいずれの記入もない場合、「きょうだいと同じ施設へ通うことができない場合、別々の施設での入園を希望する。」として選考します。					
希望施設に入園できない場合	該当者でいずれの記入もない場合、利用希望月の翌月以降も毎月選考します。					
希望施設に入園できない場合	（1）世帯が同じ家族（単身赴任や就学等で別居している者を含む。） （2）世帯は異なるが同住所の者 （3）世帯も住民票の住所も異なるが一緒に生活している者（同居人）					
希望施設に入園できない場合	（1）、（2）、（3）に該当する人を全て記入してください。年齢や学年は、令和9年4月1日時点で記入してください。					
希望施設に入園できない場合	※申請書受付者確認欄					
希望施設に入園できない場合	【番号法第16条に係る本人確認】 ※ 受付担当者が記入する 番号確認書類： ☐ 個人番号カード ☐ 個人番号通知カード ☐ 個人番号付き住民票 ☐ その他（ ） 身元確認書類： ☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 身体障害者手帳 ☐ その他（① ② ）					
希望施設に入園できない場合	※市町入欄 基準 調整 選考					

※個人番号通知カードによる個人番号の確認は、令和2年5月25日以降、当該通知カードに係る記載事項に変更がない場合又は令和2年5月25日より前に当該通知カードに係る記載事項に変更があった場合であって市長から記載事項の変更の措置を受けているときに限る。

対 象 児 童 の 祖 父 母 の 状 況 ※死亡の場合、氏名・ 住所の記入は不要	父方	祖父	☐ 対象児童と同居 ⇒ 「対象児童の同一世帯者」の欄に氏名等を記入してください。 ☐ 対象児童と別居 フリガナ ☒ 死亡 氏 名 ☐ その他 ()	住所 (地番記入不要) 市 町
		祖母	☐ 対象児童と同居 ⇒ 「対象児童の同一世帯者」の欄に氏名等を記入してください。 ☒ 対象児童と別居 フリガナ シモノセキ キクコ ☐ 死亡 氏 名 下 関 菊 子 ☐ その他 ()	住所 (地番記入不要) 下 関 市 唐 戸 町
	母方	祖父	☒ 対象児童と同居 ⇒ 「対象児童の同一世帯者」の欄に氏名等を記入してください。 ☐ 対象児童と別居 ☐ 死亡 ☐ その他 ()	住所 (地番記入不要)
		祖母	☐ 対象児童と同居 ⇒ 「対象児童の同一世帯者」の欄に氏名等を記入してください。 ☐ 対象児童と別居 ☐ 死亡 ☒ その他 (離婚)	住所 (地番記入不要)

祖父母の状況について記入してください。
死亡又は離婚している場合は、該当欄にチェックを付けるのみで、氏名の記入等は必要ありません。

家 庭 状 況	☐ ひとり親家庭 (☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ 離婚前提の別居 ☐ 婚姻歴なし) ☒ 左記以外
身体障害者手帳等の保有の有無	☐ なし ☐ 身体障害者手帳 ☐ 障害年金 ☒ 療育手帳 有効期間 RO 年 3 月 ☒ あり 対象者 (下関 良子) ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 精神障がい者保健福祉手帳 ※ある場合のみ
生活保護の受給	☒ なし ☐ あり (年 月 日から ※受給者証等の写しを添付してください。)

1 月 1 日 の 住 所	令和8年	父	☐ 下関市内 ☒ 下関市外 (山 口 市・区・町・村)
		母	☐ 下関市内 ☒ 下関市外 (山 口 市・区・町・村)
	令和9年	父	☒ 下関市内 ☐ 下関市外 (市・区・町・村)
		母	☐ 下関市内 ☐ 下関市外 (市・区・町・村)

対象児童又は対象児童の同一世帯者の欄に記入した人がいずれかを保有している場合は記入してください。
有効期限は、定めがある場合のみ記入してください。

ひとり親の場合は保育料が減免されることがありますが、ひとり親の認定は原則児童扶養手当の受給申請の有無で判断します。
受給申請をしない方は事前に申立書の提出が必要となりますので、事前に幼児保育課にご相談ください。
※収入によっては申立書を提出しても保育料が減免されないこともあります。

【申請者】 〒 750 - 8521 RO 年 10 月 3 日

住 所 下関市 南部町1番1号
(フリガナ) シモノセキ タロウ
氏 名 下関 太郎

- 【連絡先】 ※優先順に記載すること。
- ① 090 - 0000 - 0000 (☐ 自宅 ☐ 父 ☒ 母 ☐ その他)
 - ② 080 - 0000 - 0000 (☐ 自宅 ☒ 父 ☐ 母 ☐ その他)
 - ③ 083 - 000 - 0000 (☒ 自宅 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ())

申請者は父母のいずれでも構いません。連絡先は選考結果のお知らせ等に使用しますので、繋がりやすい電話番号を記入してください。

※保育園等において保育の利用を希望する場合は以下の項目に記入し、新規申請の場合は保育を必要とする理由を証する書類を添付してください。

保育の利用を必要とする理由				希望する利用曜日・時間・区分	
父		母		利用曜日	
☒ 就労 ☐ 疾病・障害	☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()	☐ 妊娠・出産	(月)・(火)・(水)・(木)・(金)・土	
				利用時間	
				8 時 00 分 ~ 18 時 00 分	
				利用区分	
現在の保育状況 ※新規申請の場合のみ記入		☒ 家庭内で保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 企業主導型保育所 ☐ その他 ()		☒ 保育標準時間認定 (最大11時間/日) ☐ 保育短時間認定 (最大8時間/日)	

※保育標準時間の利用は、就労の場合120時間/月以上必要

希望する施設の開所日や利用区分ごとの利用可能時間を確認した上で、「利用曜日」「利用時間」を記入してください (おおよその目安で構いません)。 「利用区分」については、保育の利用を必要とする理由が「就労」「介護等」「就学」の場合、証明書で確認できる1ヶ月の就労時間等が120時間以上でなければ保育標準時間での利用はできません。 公立施設の利用可能時間は次のとおりです。 ※私立施設は施設ごとに異なります。 保育標準時間・・・7:30~18:00 保育短時間・・・8:00~16:00	収 受 印
--	-------